

議第494号から議第532号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成26年11月25日提出

京都市長 門川 大作

議案番号	損害賠償額	事 故 の 概 要	
		被 害 者	損 害 の 程 度
494	円 17,222,686		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
495	12,121,140		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
496	9,162,829		建物の1階及び外構, 車両等並びに事業用物品の損傷等
497	6,831,099		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
498	6,442,131		建物の1階及び外構, 家財等, 車両等並びに事業用物品の損傷等
499	5,496,116		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等

500	4,546,606	車両等及び事業用物品の損傷等
501	3,866,116	建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
502	3,401,667	建物の1階及び外構, 車両等並びに事業用物品の損傷等
503	3,370,291	建物の床下及び家財等の損傷等
504	3,112,287	建物の床下, 家財等及び車両等の損傷等
505	2,879,728	建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
506	2,712,072	建物の床下, 家財等及び車両等の損傷等
507	2,644,445	建物の1階及び外構, 家財等, 車両等並びに事業用物品の損傷等
508	2,627,972	建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等

509	2,473,950	建物の1階及び外構、家財等、車両等並びに事業用物品の損傷等
510	2,434,188	建物の1階及び外構、家財等、車両等並びに事業用物品の損傷等
511	2,284,805	建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
512	2,204,236	建物の床下、家財等及び車両等の損傷等
513	2,139,714	建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
514	2,058,270	建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
515	1,823,370	車両等の損傷
516	1,766,059	建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等

5 1 7	1,748,881		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
5 1 8	1,581,617		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
5 1 9	1,383,140		車両等の損傷
5 2 0	1,298,290		建物の床下, 家財等及び車両等の損傷等
5 2 1	1,239,594		建物の1階及び外構, 車両等並びに事業用物品の損傷等
5 2 2	1,095,350		車両等の損傷
5 2 3	1,041,796		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
5 2 4	1,022,028		車両等の損傷等
5 2 5	982,485		車両等の損傷等

526	960,871		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
527	796,534		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
528	718,950		車両等の損傷
529	573,938		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
530	522,996		建物の1階及び外構, 車両等並びに事業用物品の損傷等
531	517,636		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷
532	508,317		車両等の損傷等

**提案理由**

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。